

掲載内容

はじめに

1 離婚後に起こり得るトラブルの種類

- (1) 離婚時の合意
 - ア 離婚時に必ず決めておかなければならない事項
 - イ ア以外の離婚時に問題となり得る事項
- (2) 離婚後における解決方法
 - ア 子の問題
 - イ 財産分与の問題
 - ウ 年金分割の問題
 - エ 慰謝料の問題
 - オ その他の問題

2 離婚時における合意内容の書面化の重要性等

- (1) 書面化の意義・方法・注意点等
- (2) 強制執行を可能としたい場合
- (3) 年金分割(合意分割)の際に公正証書等が必要となる場合
- (4) 清算条項に関する注意事項
- (5) 離婚協議書・離婚公正証書・調停調書等による合意の効力や合意等における清算条項について争われた裁判例

第1章 養育費に関するトラブル

- (1) 離婚成立後に養育費等の条件を決めることになっていたが、元配偶者が協議に応じしてくれないとき

参考書式 催告書(養育費の支払を請求する場合)

- (2) 離婚時に養育費支払の口頭の合意をし、しばらく元配偶者から合意に基づく支払があったが、養育費が突然支払われなくなったとき
- (3) 調停で取り決めた養育費を支払ってもらえなくなったとき
- (4) 元配偶者から子が成人したことを理由に養育費の支払を終了されたとき
- (5) 元配偶者が養育費を支払えなくなったため、元配偶者の両親に養育費を請求したいとき

参考書式 合意書(養育費の支払約束と祖父母による連帯保証)

- (6) 養育費に代えて元配偶者名義の住宅に住むことで合意していたが、その住宅が競売にかけられる可能性が発覚したとき
- (7) 面会交流を拒否したことを理由に、元配偶者から養育費は支払いたくないと言われたとき

- (8) 養育費の支払義務者である元配偶者が自己破産したとき
- (9) 養育費の未払分があるまま元配偶者が死亡したとき

参考書式 通知書(元配偶者の相続人に未払分を請求する場合)

- (10) 子が私立大学に進学するに当たり元配偶者に入学金や授業料の負担を求めたいとき
- (11) 子を複数の習い事に通わせるために、養育費を増額してほしいとき
- (12) 親権者が再婚し、再婚相手と子が養子縁組したので、養育費の支払をやめたいとき
- (13) 離婚後、親権者たる元配偶者に対して子の養育費を支払っていたが、自分が再婚することになり、養育費の減額を求めたいとき
- (14) 離婚時に、子の養育費は請求しない旨の合意書を作成してしまっていたが、生活が苦しいので、元配偶者に対し養育費の請求をしたいと考え直したとき
- (15) 離婚時に養育費の支払終期を成人に達する月としていたところ、民法改正に

- (16) 離婚時に養育費を大学卒業の月まで支払う旨の合意が父母間にあるが、親権者であった母が体調を崩し、大学の授業料を準備することが難しくなったため、非親権者たる父にその授業料の負担を求めたいとき

第2章 財産分与に関するトラブル

- (17) 元配偶者に隠し財産がある可能性が浮上したとき
- (18) 財産分与の分割払が履行されないとき

参考書式 請求書(財産分与の分割払を請求する場合)

参考書式 条項例(期限の利益喪失条項)

- (19) 離婚後も共有名義のままとなっている土地の共有関係を解消したいとき
- (20) 離婚後も元配偶者名義のマンションに居住していたところ、退去を求められたとき
- (21) 元配偶者が親から相続した家に住んでいたが、退去を求められたとき
- (22) 元配偶者が同人名義で締結していた学資保険を知らない間に途中解約していたとき

参考書式 請求書(学資保険の解約返戻金の分与を求めるとき)

- (23) 離婚時にした財産分与に関する合意について、元配偶者が、錯誤による取消しを主張して訴訟提起してきたが、訴訟係属中に離婚してから2年が経過しそうとき
- (24) 元配偶者から不動産の財産分与を受けたが、元配偶者の債権者からそれが詐害行為であるとして訴えられたとき
- (25) 内縁解消後、財産分与請求の調停申立てを行ったところ、調停係属中に元内縁配偶者が死亡してしまったとき
- (26) 婚姻費用分担の調停の申立てが不調となり、審判移行となって審判が係属している間に、当事者間で離婚自体についての合意ができたので、離婚を先行させたとき
- (27) 離婚時、元配偶者が準備した「当事者双方はこの離婚に関してお互い債権債務がないことを確認する」という文言が入った合意書に署名捺印してしまったが、離婚後に年金分割を行いたいと考えたとき

第3章 慰謝料に関するトラブル

- (28) 元配偶者に離婚前から交際していた相手がいたことが、離婚後に発覚したとき

参考書式 請求書(離婚後に発覚した元配偶者の不貞相手への慰謝料請求)

- (29) 離婚後に、元配偶者が不貞相手にも慰謝料を請求すると言いついたとき
- (30) 離婚後に再婚したら、不貞の事実がないのに元配偶者から慰謝料を請求されたとき

参考書式 回答書(不貞事実の不存在を理由に慰謝料請求を拒否する回答)

- (31) 離婚時に元配偶者に離婚に伴う財産給付をしたにもかかわらず、元配偶者が離婚後に慰謝料請求をしてきたとき
- (32) 別居後や離婚後に元配偶者から暴力を振るわれたことから、離婚時には請求していなかった離婚慰謝料も含めて慰謝料を請求したいとき
- (33) 離婚訴訟で元配偶者に慰謝料の支払が命じられたものの、その後、元配偶者が自己破産したとき

第4章 親権に関するトラブル

- (34) 親権者である元配偶者のネグレクトや虐待の可能性が疑われるとき
- (35) 中学生になった子が親権者を非監護者父である自分に変更したいと言ってきたが、親権者である元配偶者が認めないとき
- (36) 離婚時に親権者を母としたものの、実際には父が子の面倒を見ているとき
- (37) 離婚時に子の親権者となった元配偶者が、遺言において、自分の死後の未成年の子の後見人として、自分の実母を指定して亡くなったが、子が実親である自分と一緒に生活したいと言っているとき

第5章 面会交流に関するトラブル

- (38) 離婚後、子に会わせてもらえなくなったとき
- (39) 調停で合意していたにもかかわらず、子が会うことを拒否していることを理由に面会交流を拒絶されたとき
- (40) 面会交流で決められた日以外に子が会いに来たとき
- (41) 子の学校行事を見に行きたいと言ったら、元配偶者に拒否されたとき
- (42) 元配偶者の両親が子に会いたがっているとき
- (43) 面会交流中に子が連れ去られたとき
- (44) 元配偶者の再婚相手との養子縁組を契機に、面会交流に応じてもらえなくなったとき
- (45) 離婚時に「子はほらない」との書面にサインしてしまったとき

第6章 離婚後の子の出生に関するトラブル

- (46) 離婚後に元夫との子を妊娠していることが分かったとき
- (47) 離婚後に元妻から出産の報告があったが、自分の子である可能性が低いとき

第7章 元配偶者の嫌がらせ等のトラブル

- (48) 離婚後も元配偶者が自宅に居座り続けているとき
- (49) 元配偶者がストーカー行為をするようになったとき
- (50) 元配偶者がインターネット上で誹謗中傷するような内容の書き込みをしているとき
- (51) 婚姻期間中に元配偶者にお金を貸していたが、返済されないとき
- (52) DVが原因で離婚したが、元配偶者が現住所を知りたがっており危険を感じるため、今後居場所を知られたくないとき

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

ケースでわかる

離婚後のトラブル対応の実務

編著 久保田 有子(弁護士)

元夫婦間に生じる諸問題を解消!



詳細はコチラ!

- 「まずは離婚」を先行した結果、その後に様々なトラブル(養育費や親権、面会交流、財産分与、慰謝料、元配偶者のストーカー行為等)が顕在化したケースへの対応方法を解説しています。
- 離婚後に発生し得るトラブルを回避・予防するための知見が満載です。
- 離婚の相談時や離婚協議書の作成等においても役立ちます。

A5判・総頁 288頁

定価 4,620円(本体 4,200円) 送料 410円

ISBN978-4-7882-9273-4

0120-089-339 (通話料無料)

受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで発売!!

〈電子版〉定価 4,180円(本体 3,800円)

はじめに

1 離婚後に起こり得るトラブルの種類

離婚後にトラブルが起こる場合としては、主として、離婚時に離婚に関連する事項全てについて解決できていなかったために起こる場合と、離婚後に、当事者一方あるいは他方の事情が変更することによって起こる場合とに分けることができます。後者については、離婚時に回避することはできませんが、前者については極力トラブルにならないように離婚時に解決しておくか、離婚時の解決が難しくとも離婚後に速やかに後に紛争を残さない内容・方法で解決しておくことが重要です。

以下、離婚に関連して、当事者間で協議・解決をしておくべき事項について解説します。

(1) 離婚時の合意

離婚時の当事者間における合意の有無・合意の具体的な内容・合意方法等によって離婚後に起こり得るトラブルの内容も変わってきますし、対処方法も変わってきます。

離婚時にした合意が、法律上必須となる事項に関する最低限の合意のみにとどまる場合、その他の関連事項について、離婚後に問題が顕在化したり、トラブルになる可能性が出てきます。

ア 離婚時に必ず決めておかなければならない事項

[35] 中学生になった子が親権者を非監護者父である自分に変更したいと言ってきたが、親権者である元配偶者が認めないとき

Case

私は4年前に離婚しましたが、その際、娘ら（長女：当時12歳、二女：当時7歳）の親権者は元配偶者である母親と定められました。現在、娘らはそれぞれ16歳と11歳になっています。これまで、面会交流は、月に1～2回程度のペースで特に問題なく続けてきました。ただ、約1年前から、母親には新たに交際している男性がおり自宅にも頻繁に出入りしているとの話を聞くようになりました。娘らは多感な時期を迎えていることもあり、相当地居心地が悪いようです。また、長女は最近になって、大学へ進学したいという希望をもつに至ったようで、学費などの経済面も含め、このまま母親のもとで暮らすことに不安を感じており、先日の面会交流では、遂に「妹と一緒にお父さんのところで暮らしたい」と言うようになりました。そこで、私から母親の方に事情を説明してみたのですが、全く取り合ってくれず話になりませんでした。親の都合で娘の夢を壊してしまうことは避けたいと思うのですがどうすればよいでしょうか。

POINT

- ☑ 「子の利益のため必要があると認めるとき」に、親権者変更

第1章 養育費に関するトラブル

[1] 離婚成立後に養育費等の条件を決めることになっていたが、元配偶者が協議に応じてくれないとき

Case

元夫との間で、子の養育費などは離婚した後に決めることとして、先に子の親権者を私と定めて離婚届を提出しました。離婚後、改めて元夫に養育費について話し合いを持ちかけましたが、メールを送っても返事がなく、電話をかけても出ようとせず、協議をすることさえできない状態です。元夫に協議に応じてもらい、養育費を支払ってもらうためにはどうしたらよいでしょうか。

POINT

- ☑ 養育費は、離婚後に請求することもできる。
- ☑ 協議が調わないときは、調停を申し立てる。
- ☑ 養育費は、原則として請求時が始期となる。

解説

1 離婚後の請求

養育費は、親の子に対する扶養義務に基づく（民877①）、子の監護に要する費用の分担であり、父母が協議上の離婚をするときは、子の監護について必要な事項として協議で定めることとされています（民766①）。ただし、離婚時に定めていなくても、離婚後に協議をして定めてもかまいません。

しかし、本Caseのように、元配偶者にメールを送っても返事がなく、電話をかけても出ようとせず、協議に応じてもらえない場合は、元配偶者に宛てて、養育費の支払を請求する催告書を郵送することが考え

[52] DVが原因で離婚したが、元配偶者が現住所を知りたがっており危険を感じるため、今後居場所を知られたくないとき

Case

私は、3年前に結婚しましたが、1年前、私が営業の仕事に就いて、取引先との付き合いが増えると、元配偶者は証拠もないのに不倫を疑うようになり、私を束縛するようになり、やがて、元配偶者は、私に対し、顔を叩く、身体を蹴る等の身体的暴力を振るうようになりました。私と元配偶者との間には、2歳の子がおり、このままでは子のためによくないと考え、元配偶者と話し合い、2週間前、元配偶者と協議離婚をしました。子の親権者は私になりました。そして、私は、4日前、子を連れて引っ越したのですが、引越先は元配偶者には教えませんでした。ところが、昨日、元配偶者から電話があり、「昨日の夜に私が誰かとホテルに入っていくのを見た。不倫していないというのは嘘だった」、「感謝料を払え」、「子供とも会わせろ」、「今ができました。私は、危険居場所を知られたくないでしょうか。住所の変更

新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号

東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

参考書式

○催告書（養育費の支払を請求する場合）

催告書

冠省

貴殿と私は、令和〇年〇月〇日、長女〇〇の親権者を私と定めて、離婚しました。

ところが、貴殿には、養育費についての協議に応じてもらえず、今まで全くお支払いいただけておりません。

そこで、今月から長女〇〇が20歳に達する月まで、毎月末日限り、養育費として月額〇万円を、下記口座宛てにお振込みによりお支払いくださいますよう請求します。なお、振込手数料は貴殿にてご負担ください。

記

〇〇銀行〇〇支店（普通）〇〇〇〇〇〇〇〇 名義人〇〇〇〇

ウ 安全な窓口の設定（代理人弁護士を選任と受任通知）

元配偶者に居場所を知られないためには、安全な窓口を設定し、これを元配偶者に伝えることも対策として非常に有効です。具体的には、代理人弁護士を選任し、元配偶者に対して受任通知を送付してもらうことです。

元配偶者が被害者に対して何らかの要求や連絡がある場合、代理人弁護士から受任通知が届けば、元配偶者は被害者の居場所を探さなくても済むようになります。

そして、元配偶者に居場所を知られないためにとり得る対策の取捨選択も、代理人弁護士を選任することで随時相談して助言を受けることも期待できます。

MEMO

○危険性（リスク）を評価する際に相談者の主観に委ねることは妥当か

危険性（リスク）を評価する際、これを相談者の主観に委ねることは妥当ではないと考えます。DVの被害者には、何度も暴力を受けている危険な状況にあるにもかかわらず、依存や無力感などから自分自身で別れる判断ができない場合もありますし、その一方で暴力を受けたことで一時的に過剰反応していると思われる場合もあります。どのような対策をとるかは最終的には、相談者自身が決めることであっても、客観的に危険性（リスク）が高い場合には相談者が元配偶者から離れられるように支援する態度が必要ですし、逆に、客観的に危険性が低い場合には過剰反応している相談者を落ち着かせて冷静な対応に向かわせることも必要です。